

## 今後の復旧・復興の支援策

令和元年11月15日

## 1 見舞金・補助金等

- (1) **災害見舞金** 福祉総務課 ☎ 21 - 2201 市・既存  
台風19号により被災された世帯や事務所等に見舞金を支給します。
- (2) **被災者生活再建支援制度** 危機管理課 ☎ 21 - 2551 国・既存  
被災者生活再建支援法に基づき、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金を支給します。
- (3) **住宅の応急修理への支援** 住宅課 ☎ 21 - 2452 国・既存  
住宅が被害を受けた世帯に、市が業者に依頼し、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を一定の範囲内で応急的に修理します。
- (4) **被災者住宅復旧支援事業費補助金** 危機管理課 ☎ 21 - 2551 市・既存  
住宅に被害を受け、被災者生活再建支援制度が適用とならない方に、住宅の復旧費用の一部を補助します。
- (5) **被災住宅再建等の資金借り入れの利子の補助** 住宅課 ☎ 21 - 2452 市・既存  
被災住宅の再建を促進するため、再建資金を借り入れた場合に生じる利子を補助します。
- (6) **指定民間賃貸住宅家賃等補助金** 住宅課 ☎ 21 - 2453 市・新規  
自宅が被災した世帯が、新たに市の指定する民間賃貸住宅に入居した場合に必要なとなる費用の一部を補助します。
- (7) **被災した家財家電の買換え・修繕の費用の補助**
- (8) **被災した自動車** の買換え・修繕の費用の補助  
障がい福祉課 ☎21-2146 市・既存  
被災した家財、家電、自動車の買換え・修繕に要する費用に対し補助金を交付します。
- (9) **災害援護資金貸付金** 福祉総務課 ☎ 21-2201 国・既存  
台風19号により世帯主が負傷した または 住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸し付けを行います。
- (10) **農地の崩土等除去・敷地復旧の補助** 農林整備課 ☎ 21-2387 市・既存
- (11) **その他の土地の崩土等除去・敷地復旧の補助** 都市計画課 ☎ 21-2433 市・既存  
個人の所有地などでの、台風19号による土砂や倒木等の撤去費用、法面崩壊などの復旧費用に対して、その費用の一部を補助します。
- (12) **共同墓地の崩土等除去、敷地復旧への補助** 環境課 ☎ 21-2143 市・既存  
市内に設置されている共同墓地での、台風19号による土砂崩落を起こした法面および通路に対し、復旧する際の費用の一部を補助します。
- 台風19号で、被害を受けた農業者の支援** 農業振興課 ☎ 21-2384 県・既存
- (13) **農業用機械** 購入、修理
- (14) **農作物等** 農薬・肥料・種苗の購入等、取り片付け作業、果実の摘果および選果に係る作業

## 資料 2

- (15) **農業用施設** 修繕、再建、撤去作業、施設へ流入した土砂の撤去作業
- (16) **ハウスの補強** 農業用ハウスの補強
- (17) **資金の借り入れ** 復旧資金の借り入れ（利子に対しての補助）
- (18) **被災事業所等復旧支援事業費補助金** 商工振興課 ☎ 21-2371 市・既存  
台風 19 号により市内で被災された事業者の復旧を支援します。
- (19) **被災中小企業再建支援補助金** 商工振興課 ☎ 21-2371 市・既存  
台風 19 号により市内で被災された中小企業者の再建を支援します。
- (20) **被災中小企業災害復旧資金融資利子補助金** 商工振興課 ☎ 21-2371 市・既存  
台風 19 号により市内で被災された中小企業者の借り入れの利子を補助します。

### 2 その他、調整中の補助等

- (1) **被服・寝具その他の生活必需品** 地域包括ケア推進課 ☎ 21-2241 国・既存/調整中  
住家が床上浸水したために生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または損傷した方へ必要な被服、寝具等を現物支給します。
- (2) **土地改良 災害復旧事業** 農林整備課 ☎ 21-2279 国、市・既存/一部調整中  
国庫補助金を利用して行われる災害復旧事業、小規模な災害復旧事業の地元負担を支援します。
- (3) **中小企業の再建補助金** 商工振興課 ☎ 21-2371 国・新規/調整中  
被災した建物や設備の復旧を図る中小企業者を支援します。
- (4) **被災保育所等災害復旧事業費補助金** 子育て支援課・保育課 ☎ 21-2231 市・新規  
被災した施設の復旧を支援します。

### 3 その他の復旧・復興支援

- (1) **被災者支援総合窓口の設置** 総務課 ☎ 21-2342  
被災された方々からの補助金等の申請を円滑に進めるため総合窓口を開設します。
- 栃木地域総合窓口**
- ◆期間 11 月 23 日（土）～12 月 15 日（日）※土日含む ◆受付時間 9 時～17 時
- ◆場所 市役所本庁舎 1 階市民スペース
- 大平地域総合窓口**
- ◆期間 11 月 23 日（土）～12 月 8 日（日）※土日含む ◆受付時間 9 時～17 時
- ◆場所 大平公民館 1 階視聴覚室 ※駐車場は大平中学校体育館西側
- 【総合窓口で申請できる補助金等】**
- 被災者生活再建支援制度 危機管理課
  - 住宅の応急修理への支援 住宅課
  - 被災者住宅復旧支援事業費補助金 危機管理課
  - 被災住宅再建等の資金借り入れの利子の補助 住宅課
  - 指定民間賃貸住宅家賃等補助金 住宅課
  - 被災した家財家電、自動車 の買換え・修繕の費用の補助 障がい福祉課
  - その他の土地の崩土等除去・敷地復旧の補助 都市計画課
- ※上記以外は各担当課窓口で受け付けます。

## 資料 2

※お住まいの地域にかかわらず、申請を受け付けます。

※土・日は「崩土等除去・敷地復旧」の(10)、農業、商工業に対する支援に係る補助金も総合窓口で受け付けます。

### (2) 水道料金等の減免 企業経営課 ☎ 25-2100

市の水道を使用している方で、台風 19 号により被害を受けた方に、家屋の清掃等に水道水を使用した分の水道料金および下水道使用料を減免します。

◆対象 市の被害状況調査の結果、住居・事業所・店舗等が床上・床下浸水家屋に該当した方 および 事業者

◆減免額 前年同期の水量と比較して増加した水量を減免します。

◆申請等 不要です。減免に該当する方には、減免後に通知をお送りします。

### (3) 保育料の免除 保育課 ☎ 21-2232

台風 19 号により住宅が床上浸水した、認可施設に通う園児の保護者の保育料を、申請により免除します。

◆対象 住宅が床上浸水した園児の保護者

◆免除期間 令和元年 10 月分から令和 2 年 3 月分

◆免除金額 0～2 歳児の保育料全額

◆申請期間 令和元年 11 月 18 日 (月)～令和 2 年 3 月 31 日 (火) (平日のみ)

◆申請方法 申請書にり災証明書の写しを添えて問合先へ

### (4) 法人市民税の申告・納付期限の延長 市民税課 ☎ 21-2265

国税庁の告示により、台風 19 号により被害を受けた地域に所在する法人の法人市民税について、令和元年 10 月 12 日以降に申告期限が到来するものから、申告・納付等の期限が自動で延長になります。申告・納付期限を過ぎてしまっても、督促手数料等はかかりません。

◆対象 ○栃木市に本店または主たる事務所の所在地 (以下「本店等所在地」という) のある法人

○国税庁にて指定地域に指定されている地域に本店等所在地のある法人

※指定地域は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) にてご確認ください。

◆延長期限 別途国税庁が告示で定める期日まで (※ 国税庁で告示があり次第、市ホームページなどでお知らせします)

**【問合せ】**

各所管課へお問い合わせください。